

交通に関する規程

1 自転車通学者

- (1) 通学自転車の整備点検に留意すること。
- (2) 交通ルールを守り安全な通学路を通行すること。
- (3) 自転車を改造しないこと。
- (4) 通学用自転車には、学校指定のステッカーを貼ること。

2 自動車学校入校について

(許可条件)

- (1) 自動車学校への入校は、前期の成績会議終了後から許可する。(欠点2科目以内)
- (2) 3年次で問題行動等で特別指導を受けていない者。ただし、冬期休業からは入校を許可する。
- (3) 事前に開かれる、保護者同伴の説明会に出席していること。

(手続き)

- (1) 自動車学校の入校願用紙に必要事項を記入し、担任・学年主任・生徒指導主事・教頭の順に認印をもらった後、係に提出する。

(自動車学校への通学)

- (1) 学校行事や授業に欠席したり、欠課したりしないこと。
- (2) 定期考査の1週間前からは自動車学校への通学を禁止する。

※以上の規定に違反した場合は、自動車学校への通学許可を取り消す。

(その他)

- (1) 入校を許可された者でも、問題行動で特別指導を受けた場合は自動車学校への通学許可を取り消す。
- (2) 無許可で入校した者については、自動車学校への通学を中断させる。
- (3) 免許を取得後、7日以内に取得届を提出すること。

(4) 卒業までは免許証を保護者に預け、運転してはならない。